第49回 衆議院議員総選挙
第25回 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月31日(日)　投票時間 7時～19時

10月31日(日)に第49回衆議院議員総選挙および第25回最高裁判所裁判官国民審査が行われます。
政党、候補者の政見などを見極め、私たちの意見をしっかり投票に反映させましょう。また、安易に棄権したり他人に惑わされることなく自分の意思で投票しましょう。

投票できる人

◆平成15年11月1日以前に生まれた人

◆令和3年7月18日までに釜石市に住民登録をしており、その後も引き続き釜石市内に住み、釜石市の選挙人名簿に載っている人

◆市内で転居した人

選挙人名簿は、住民票上の住所で作成されます。転居の届け出をしていない人は、住民票上の住所のある投票所で投票することになります。

◆転出した人

令和3年6月30日以降に釜石市から他市町村へ転出した人は、転出先の選挙人名簿に登録されていれば、転出先での投票になります。転出先の名簿登録が無ければ原則的に釜石市で投票になります。

◆転入した人

令和3年7月19日以降に釜石市に住民登録をした人は、転入前の住所地の市町村などで投票することになります。ただし、投票用紙を取り寄せて釜石市で不在者投票ができる場合があります。

入場券

入場券は、10月19日の公示日以降に発送します。入場券を紛失した場合など、当日入場券を持たずに投票所に来ても、本人と確認できれば投票することができますので、投票所係員に申し出てください。

投票所

投票所は入場券に記載されていますのでご確認ください。

投票の仕方

①～③の順番に投票します。

①小選挙区選出議員選挙
選ぶ候補者氏名を書いて投票します。

②比例代表選出議員選挙
選ぶ政党、政治団体の名称を書いて投票します。

③最高裁判所裁判官国民審査
辞めさせたい裁判官に×を書いて投票します。

◆代理投票・点字投票

手のけがなどで投票用紙に記入できない人は、投票所係員による「代理投票」が認められています。また、目の不自由な人は「点字投票」ができます。希望する人は、投票所係員に申し出てください。

当日、投票所に来所できない人は

◆期日前投票

投票日当日に、仕事や投票区域外への旅行、冠婚葬祭などの事由で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。あらかじめ入場券裏面の「宣誓書」に必要事項を記入していただくと受け付けが早く済みますので、ご協力をお願いします。

期日前投票所は3カ所です。開設期間が投票所ごとに異なりますので、ご注意ください。詳しくは4ページをご確認ください。

◆不在者投票

指定された病院や施設に入院・入所中の人、出張、転出などにより釜石市にいない人は「不在者投票」ができます。市外で不在者投票をする場合は、郵送でのやり取りが複数回になり、日数がかかりますので早めに手続きしてください。

◆郵便投票

身体に重度の障がいがある人（障がいの種類、程度により制限があります）や、要介護度5の人は「郵便投票」ができます。郵送でのやり取りが複数回になり、日数がかかりますので早めに手続きしてください。

◆特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染により宿泊・自宅療養などをしている人で、一定の要件に該当する人は「特例郵便等投票」ができます。詳しくは、市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

※各制度の詳細については、市のホームページをご覧いただくか、市選挙管理委員会事務局にお問い合わせください

開票

開票は、10月31日（日）20時15分から釜石市民体育館（鵜住居町4-905-3）で行う予定です。また、投開票状況は市のホームページでお知らせします。

第49回衆議院議員総選挙は感染症対策を行って実施します

市選挙管理委員会は、各投票所・開票所で新型コロナウイルス感染症防止対策に次のとおり取り組みます。

投票所での感染症対策

- 投票所の入口などに消毒液を設置します
- 職員はマスクを着用し定期的に手指の消毒を行います
- 記載台などの物品も定期的に消毒します
- 投票所の換気を定期的に行います
- 記載する際に使用する鉛筆は使い捨ての鉛筆を用意します（ご自分で鉛筆を持参いただいても構いません）
- 職員は体調管理を十分行い、体調不良の際は従事しません

選挙人の皆さんのご協力をお願いします

- 入室前に手指消毒を行ってください
- マスクの着用、咳エチケットにご協力ください
- 周りの人と一定の距離を保つようにお願いします
- 帰宅後は手洗いうがいをお願いします

開票所での感染症対策

- 職員はマスクを着用し、手指消毒をして開票を行います
- 参観を希望する人も感染症対策（マスク着用、咳エチケット、手指の消毒など）にご協力ください

問い合わせ　市選挙管理委員会事務局　☎27-8462